

太田市公告

太田市福祉会館に係る指定管理者については、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年太田市条例第265号。以下「条例」という。）第5条の規定により、公募によらず指定管理者候補者を選定することとしたので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第289号）第4条の規定により、次のとおり公募によらない理由を公告する。

令和7年10月21日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市福祉会館は、心身障がい者、児童、老人及び母子家庭等の福祉を増進し、総合的な福祉サービスの向上を図るための施設である。社会福祉法人太田市社会福祉協議会は、ふれあう福祉のまちづくりを目指して、地域福祉、在宅福祉、児童、高齢者、障がい者福祉など様々な福祉活動を開催しており、地域とのコミュニケーションなど運営においても安定した実績を上げている団体である。そのため、太田市福祉会館の運営にあたり、高度な守秘義務や利用者へのきめ細かい配慮、設置目的に沿った効果的・効率的な事業運営が期待でき、施設の目的や性格を十分理解し、今後の運営管理、施設運用に有用な能力を有すると判断し、条例第5条第3号に該当するものとして、社会福祉法人太田市社会福祉協議会のみに申請させ、公募によらず選定の手続を進めることが適当であるため。